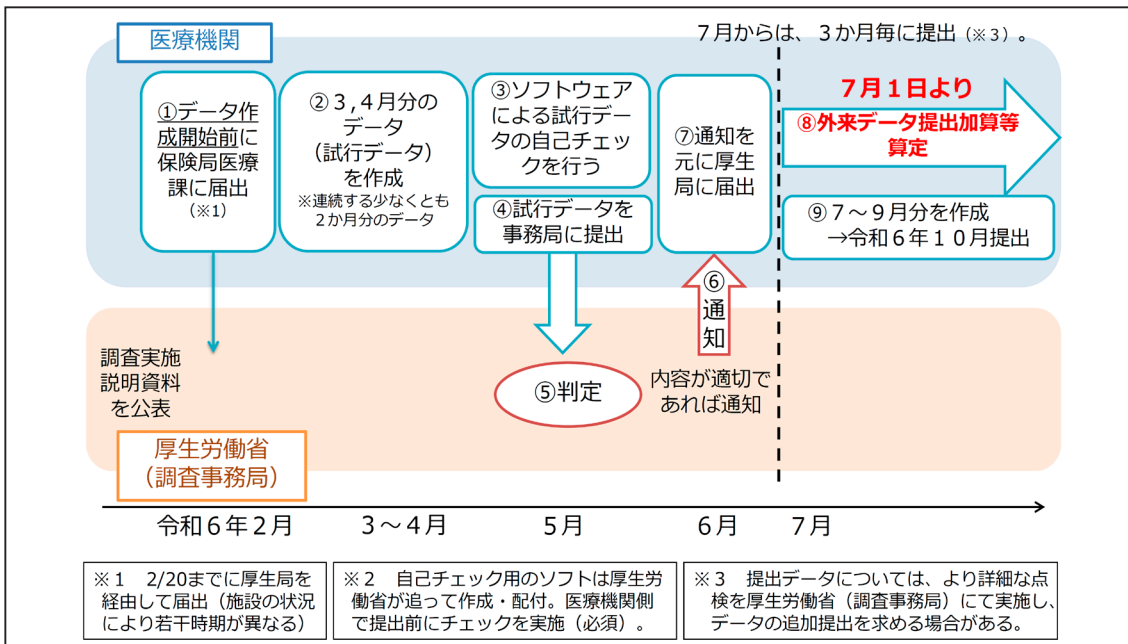


前回改定で新設された外来データ提出加算等の算定が10月より開始された

《背景》データヘルス改革の推進に伴い、2022年度の診療報酬改定では、外来におけるデータ提出加算が新設された。このデータ提出加算は、厚生労働省が定める様式に則ってデータを収集・提出することで加算が得られる仕組みである。対象とされた項目は、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料等、疾患別リハビリテーション料の3種類となっている。

《解説》外来データ提出加算等が10月より開始されました。この加算は、医療機関が診療報酬の請求状況、治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合に評価されるものです。具体的には、①生活習慣病管理料に「外来データ提出加算」、②在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料・在宅がん医療総合診療料に「在宅データ提出加算」、③疾患別リハビリテーション料に「リハビリテーションデータ提出加算」が、それぞれ50点(月1回)加算されます。なお、算定するためには、指定されたタイミングでの届出が必要であり、2023年度は、5月20日、8月22日、11月21日、2024年2月20日になっています。

◎図表: 外来データ提出加算等を算定する場合のスケジュール(2024年2月届出のイメージ)



注: 図表は前回改定当時の情報をもとに作成したものです。直近の届出に関する正確なスケジュールは、厚生局などへの事前確認をお願いします。

出典: 令和4年度診療報酬改定の概要 外来II 資料を基に加工・作成 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000920429.pdf>)

《発行》
アステラス製薬株式会社
 東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》
医療総研株式会社 (担当: Mesa 編集室)
 東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002
 Mail: mesa.info@iry-soken.co.jp